○総務省告示第百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、ふなかわじろう後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百五号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年四月十七日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した事項で訂正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂正後	訂正前
㈠～㈡　略	㈠～㈡　同上
備考　従来、ふなかわじろう後援会は兵庫県選挙管理委員会に届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した事項の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出について、船川治郎から訂正の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百八号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年四月十七日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
［略］					［同上］				
船川　治郎	衆議院議員	ふなかわじろう後援会	兵庫県神戸市兵庫区水木通一―一―二	二四、五、六	船川　治郎	衆議院議員	ふなかわじろう後援会	兵庫県神戸市兵庫区水木通一―一―二	二八、六、一
［略］					［同上］				
備考　表中の［　］の記載は注記である。									

○厚生労働省告示第二百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号への規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月十八日から適用する。

平成三十年四月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。